

キャッシュ・フロー計算書の再構築 —国際会計基準への準拠性—

Statement of Cash Flow (FABS Review)

豊岡 隆

Takashi TOYOOKA

【要 旨】

井尻雄士教授（カーネギー・メロン大学院大学）は FABS 第 95 号「キャッシュ・フロー計算書」を IASB へ提案している。

第 1 に SFAC 第 5 号による「財務諸表の作成基準はキャッシュ・フロー計算と貸借対照表とが相互補完の関係にあり、稼得利益及び包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書は当該企業の収益力を表示、そして株主持分計算書は当該企業の持分について情報開示性を担う」と定義づけた所が卓越している。

第 2 に、キャッシュ・フロー計算書の作成方法と情報開示性を拠り所にした財務諸表のワークシート方式が提案されている。貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の相互補完性は営業活動によって稼得された現在から将来に向けたキャッシュ・フローの変動、投資活動による変動及び財務活動による変動を決定すると共に当期純利益と現在収支との差異の理由を明確に表示する情報開示性を担うものである。

第 3 に、FASB 第 160 号「連結財務諸表に記載される非支配持分」が改訂版で提示されている。従属事業体の財務諸表では親会社が所有する持分と従属事業体の持分を区別しない。連結財務諸表に記載される従属事業体の非支配持分を負債と持分の中間項目として表示することが提案されている。

第 4 に井尻雄士教授の企業成長の論理は Keynes J.M 経済学を踏襲したものである。CVP 分析では企業の社会的責任（トーマス・カーライルの「衣装哲学」）の考え方に根拠を置いた「Accountability」を企業の貢献差益として）に立脚した財務諸表の分析及び評価を利益中心の思考から投資中心の思考「キャッシュ・フロー法」に移行している。

第 1 節 APB 意見書第 19 号「財政状態変動表の作成方法」

AICPA（米国公認会計士協会）は、APB 意見書第 19 号「財政状態変動表」によって、第 1 に資金計算書の目的を（1）企業が当該期間の営業活動から獲得したキャッシュをも

含めて、資金の調達及び資金の投下活動を要約すること、及び（2）当該期間における財政状態の変動を完全に開示すること（par.4）を定義している⁽¹⁾。

同第 19 号では「財政状態変動表」を作成し情報を開示する方法として、キャッシュ基

準 (Cash Basis)、運転資本基準 (Working Capital Basis) 及び総財務資源 (All Financial Resources) の概念によって考察し判断することが中心課題であるが、それらのキャッシュ資源 (Funds Flow) のいずれの類型を採用するか否かにかかわらず、当該企業における資金調達及び資金の投下活動並びに財政状態の変動について最も有効な様式を採用しても良い (par.11) ことが提案されている。

- a) 財政状態変動表が現金預金等の流れを表示するものであれば、運転資本の項目に係る変動は現金預金の源泉及び用途を構成するものであるから、変動表の本体において適切に表示されなければならない。
- b) 財政状態変動表が運転資本の流れを表示するものであり、かつ2年間の比較貸借対照表が記載されるのであれば、当該年度の運転資本の構成要素の変動に係る財政状態変動表に従属する付表によって適切に分析、評価されなければならない (par.12) ことが勘案されている。

しかるに、L.C. ヒースは「かかる財政状態変動表は企業の支払能力を評価するために情報開示しなければならないので、それが現金基準というよりも、むしろ運転資本に基づくものである。会社が利益指向の活動によって稼得した現金と報告利益との不一致に対し、注意を喚起するには効果的ではないこと」を指摘している⁽²⁾。

したがって、APB 意見書第 19 号の第 14 項には「営業活動から調達された運転資本又は現金預金及び運転資本の諸項目の純増減に加

えて、変動表には次の事項についても開示しなければならない」ことを規定している。

- a 長期性資産の買入に対する資金の支出
- b 通常の営業過程以外における長期性資産の売却による手取金
- c 長期負債又は優先株式の普通株への転換
- d 長期負債の発行又は起債、償還及び返済
- e 現金預金又は現金預金以外の資産を対価とする株式の発行、その償却又は買入れ
- f 現金あるいは現金同等物による配当、その他の株主への分配金

ここに L.C. ヒースは、イグザムブル社の資金計算書の役割を提示する目的で、現金収支計算書において営業活動計算書、財務活動計算書及び投資活動計算書を開示すべき情報及び形式を提案しているのである。かかる APB 意見書第 19 号「財政状態変動表」の経緯を踏まえて、FASB (財務会計基準審議会) は、SFAS 第 95 号「キャッシュ・フロー計算書」(Statement of Cash Flows, FASB, November 1987) を公表することによって「財政状態及び経営成績の双方を報告するための一組の財務諸表を公開する企業は、経営成績が提供される各期間についてキャッシュ・フロー計算書を開示しなければならない」(par3) ことを定めたものである⁽³⁾。

第 2 節 キャッシュ・フロー情報の必要性

1. SFAS 第 95 号「キャッシュ・フロー計算書」(FASB, November 1987)

SFAS 第 95 号は、SFAC 第 1 号による財

務報告の基本目的 (Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises) を根拠として、当該企業の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信及びこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報 (Decision Usefulness) を提供することができることを決定している。そしてキャッシュ・フロー計算書の有用な用途を達成するためには、「当該企業の流動性、支払能力及び資金フロー情報の開示性を呈示することを勘案して、かかるキャッシュ・フロー計算書の必要性を強調した現金収支情報を要求する (par45) ものである。SFAC 第1号による財務報告の基本目的は、次のとおり述べられている⁽⁴⁾。

- (1) 財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が配当金または利息による将来受領する現金見込額、その時期および不確実性、並びに有価証券又は債権の譲渡、途中償還又は満期による現金受領額をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。これらの現金受領見込み額は債務を満期日に返済し、営業活動に必要な現金を充足し、さらに再投資したり配当金を支払うのに十分な現金を稼得する企業の能力によって影響を受ける。(par37)。
- (2) 企業活動の成否についての判断は長期間にわたり投資した現金よりも多くの現金を得たかどうかにかかっている。このように、良好なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力は配当金および利息を支払う企業の能力ならびに当

該企業の有価証券の市場価格の双方に影響を及ぼすので、投資者および債権者にとって予測キャッシュ・フローは、かかる情報利用者が資金を投資または貸付を行った企業にとって予測されるキャッシュ・フローと不可分の関係にある (par39)。

- (3) 財務報告は、企業の資金調達及び支出方法に関する情報、企業の借入及び返済に関する情報、現金配当、出資者への資源分配をはじめとして、資本取引に関する情報、並びに企業の流動性又は支払能力に影響を及ぼす、その他の要因に関する情報をも提供しなければならない。したがって、良好なキャッシュ・フローを稼得する企業の能力またはその他の資金フローに関する情報は企業の営業活動を理解し、財務活動を評価し、営業活動による流動性もしくは支払能力を評価し、利益稼得情報を解釈する上で有用である (par49)。

FASB はまた、SFAC 第5号による財務諸表とその他の財務報告との相互補完性に関する提案を根拠にして、「当該企業の財政状態、経営成績及び現金収支を表わす完全な一組の財務諸表」を構築している。営利企業が提供しなければならない情報の量 (amount) 及び多様性によって幾つかの財務諸表が必要であるとして、次のような構成及び内容を提案するのである (par13)⁽⁵⁾。

- 1) 期末現在の財政状態
- 2) 当該期間の稼得利益及び包括利益 (出資者以外の取引から生じる持分の変動)
- 3) 当該期間のキャッシュ・フロー

4) 出資者による投資及び株主への配当金

それによってキャッシュ・フロー計算書に有用な用途を呈示するもので、当該企業の稼得利益及び包括利益、キャッシュ・フロー及び出資者との取引に関する情報が当該期間における資産並びに負債に変動をもたらす取引その他の事象及び環境の変化に関する情報の役割を担うことになる。こと更に貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書とは相互補完の関係にあり、当該企業の流動性、財務の弾力性、収益性及び投資リスクのような諸要因がキャッシュ・フロー情報の評価に役立つことが表明されている。

- (4) キャッシュ・フロー計算書は、まず営業活動を通じて債務を弁済し、配当金を支払い、また営業能力の維持もしくは拡大を図るために再投資する企業の現金創出に関する有用な情報、借入及び拋出の双方による企業の資金調達に関する有用な情報、並びに企業の現金投資に関する有用な情報を提供することができる。それ故に、企業の当該期間における資金収支に関する情報の有用な用途は企業の流動性、財務の弾力性、収益性及びリスクのような諸要因の評価に役立つことにある (par52)。

2. キャッシュ・フロー計算書の構成及び内容

FASBは、1981年11月に公開草案「企業の利益、資金収支及び財政状態の報告」を公表している。その公開草案では資金計算書の役割及び資金フローの構成部分を報告するための指針を討議することによって資金フローの報告が運転資本ではなくして、現金に焦

点を当てなければならない (par36)、ことを結論している⁽⁶⁾。

FASBはまた、1983年12月にも公開草案「企業の財務諸表における認識と測定」を公表しており、これがSFAC第5号「営利企業における財務諸表の認識と測定」として公表されている。それによって、SFAS第95号では完全な一組の財務諸表の一部としてキャッシュ・フロー計算書を構築することを決定している (par45) のである。しかるに、「かかる源泉別及び使途別の分類はそれぞれの構成要素が関連性のある資金収支の区分を中心的役割としていないということであり、かつ源泉別及び使途別の分類は時として債務を返済し、配当金を支払う企業の能力に関して、又は外部からの資金調達必要性に関してほとんど説明を要しない貸借対照表の諸項目の変動額へと導いてきたのである」 (par82)。

かかる懸案事項を抛り所にして、SFAS第95号はキャッシュ・フロー計算書の構成及び内容を営業活動、投資活動及び財務活動に区分し表示している。そしてキャッシュ・フロー情報の必要性を強調するために、営業活動に伴う収支・投資活動に伴う収支及び財務活動に伴う収支に分類することによって、次のような3つの活動領域に識別しているのである (par14-24)。

○投資活動からの資金収支

投資活動からの資金収支には貸付金とその回収額、借入金とその返済額、または工場の設備資産、機械装置及びその他の生産手段、いわゆる当該企業が財貨、用役を生産するために保有し使用される有形固定資産の取得と

処分が含まれる。

- (1) 投資活動からのキャッシュ受入額 (par16)
 - a. 当該企業により取得した他企業の貸付金、他企業（現金等価物以外）の有価証券の回収及び売却
 - b. 他企業の持分証券の売却及びこれらの証券投資の回収
 - c. 工場の設備資産、その他の生産手段の売却および処分
- (2) 投資活動のためのキャッシュ支払額 (par17)
 - a. 他企業により行われた貸付金の返済および他企業（現金等価物以外）の有価証券の取得および支払
 - b. 他企業の持分証券の取得のための支払
 - c. 工場の設備資産、その他の生産手段の取得及び取替のための支払

○財務活動からの資金収支

財務活動からの資金収支には株主又は債権者など、出資者からの資源の取得とその投資額に対する報酬の提供、債権者等からの借入金とその返済額またはその他の方法による債務の返済額、長期債務で取得した資源の取得及び支払額を含んでいる。

- (1) 財務活動からのキャッシュ受入額 (par19)
 - a. 持分証券の発行による受入
 - b. 社債、抵当権、手形、その他の短期・長期借入金による受入
- (2) 財務活動のためのキャッシュ支払額

(par20)

- a. 当該企業の持分証券の再取得のための支払を含み、配当金またはその他の出資者への分配金
- b. 借入金の返済
- c. 長期債務を延長するための債権者に対する元金の支払

○営業活動からの資金収支

営業活動からのキャッシュ・フローは、投資活動または財務活動において資金収支で記載されなかった全ての取引その他の事象を含んでいる。例えば、主たる営業活動により稼得されたキャッシュ・フローは財貨及び用役の生産と販売との提供を含んでいる。当該企業の営業活動からのキャッシュ・フローは、当期純利益の決定に影響を及ぼす諸取引とその他の経済事象によるキャッシュへの効果を取扱うことになる (par21)。

- (1) 営業活動からのキャッシュ受入額 (par22)
 - a. 財貨及び用役の販売からのキャッシュ収入額で、これには、その販売から生ずる顧客からの売掛金及び短期・長期の受取手形の回収額が含まれる。
 - b. 他企業への貸付金、その他の有価証券及び持分証券に対する報酬としてのキャッシュ受領額、受取利子と受取配当金である。
 - c. その他の投資活動または財務活動以外の取引によるキャッシュ受領額、例えば訴訟を解決するために受け取った金額、建物の破壊など直接に

投資または財務活動に関連するものを除いた保険金の受け入れ、仕入先からの返還金等 (par22)、である。

(2) 営業活動のためのキャッシュ支払額 (par23)

- a. 生産のための原材料または販売のための商品を取得するキャッシュ支払額で、これには仕入先に対する財貨の買掛金、及び短期・長期の支払手形の返済による支払額が含まれる。
- b. その他の財貨または用役の提供先、従業員に対するキャッシュの支出額
- c. 政府への法人税、所得税及びその他の料金や罰金
- d. 借入先、その他の債権者への支払利息。
- e. その他の投資活動又は財務活動以外の取引によるキャッシュ支払額、例えば訴訟を解決するための支払額、寄付金に対する支出額、得意先への返還返還金等 (par24) である。

3. 財務諸表の比較可能性

SFAS 第 95 号による提案は、SFAC 第 1 号「財務報告の目的」及び第 5 号「財務諸表の再認識及び測定」を根拠にして、完全な一組の財務諸表の一部としてキャッシュ・フロー計算書を要求する (par45) ことを決定するものである。

まず企業の財政状態、経営成績及び資金収支を表わす完全な一組の財務諸表はそれらの変動に関する各種の情報を提供するの

分かち相互に有機性を持って、広範な財務報告の目的を達成させるために必要である (par13)、ことが指摘されている。

1. 貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書との相互補完性

貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書とは相互補完の関係にあり、また稼得利益及び包括利益計算書は当該期間における収益力の表示として位置づけられる。さらに株主持分増減計算書は営利企業 (Business Entity) の持分に関する情報開示性が中心的な役割を担っている。こと更にキャッシュ・フロー情報は資本維持の概念に基づくが、これを発生主義会計の下では貸借対照表と損益計算書の有機的な関連性を保有して企業の維持すべき資本と包括利益との峻別を明らかにするのである⁽⁶⁾。

SFAC 第 5 号では、財務諸表が相互補完の関係があることを (par24) 次のように表明している⁽⁷⁾。

- a. 貸借対照表は、企業の流動性および財務的弾力性の評価を行う場合にしばしば用いられる情報を含むが、少なくともキャッシュ・フロー計算書との関係で用いられない限り、流動性についても財務的弾力性についても不完全にしか描写することができない。
- b. 稼得利益および包括的利益結合計算書は一般に企業の一会計期間の収益性に関する極めて多くの情報を呈示するが、それが貸借対照表との関連で用いられる場合にのみ、投資利益率または自己資本比率を計算することによって当該情報を最も効果的に解釈できるか、又は他の会計期

間の当該企業の情報もしくは他の企業の情報と比較できる。

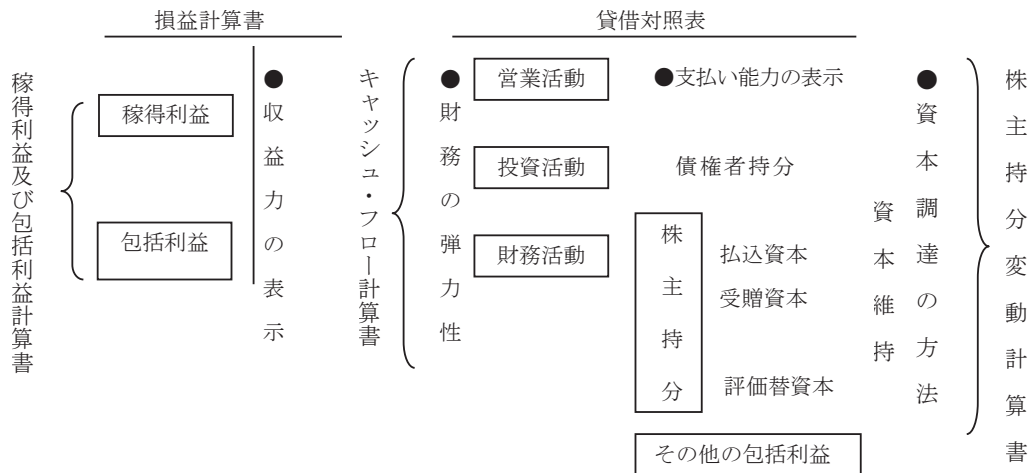
- c. キャッシュ・フロー計算書は企業の現在の現金収支に関する極めて多くの情報を呈示するが、期間相互間の関係を示すことができないために、将来のキャッシュ・フロー見込額をあらかじめ評価するための基礎としては不十分である。

現在の現金収入の多くは前期の諸活動とくに営業活動から生じ、これに対して現在の現金支出の多くは現在ではなく将来に現金収入をもたらすと考えられ、期待されている。稼得利益および包括的利益結合損益計算書は、とくに貸借対照表と

の関連で用いられるならば、一般にキャッシュ・フロー計算書だけよりも、企業の将来のキャッシュ・フロー見込額をあらかじめ評価するための優れた基礎となる。

- d. 株主持分増減計算書は資産、負債および持分の重要な増減源泉についての情報を提供するが、当該情報は、例えば投資者への分配と稼得利益および包括的利益との比較または出資者による投資および出資者への分配と借入金および債務の返済との比較ができるように、他の財務諸表の関連で用いられない限りほとんど断片的な価値しかもたない。

図 I - 1 図 I - 1 財務諸表を作成する根拠



第1項 SFAS 第160号「連結財務諸表に記載される非支配持分」

FASBは財務会計基準第160号「連結財務諸表に記載される非支配持分」を2003年12月にARB第51号「変動持分事業体の連結手続」の改訂版として公表しており、SFAS第141号「企業結合の会計処理」の

再検討である。本基準書はIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の改訂に伴い親会社の所有持分の変動及び従属事業体の連結中止に関する会計処理、並びに類似の開示要求に対し同様な解釈指針を規定するものである⁽⁸⁾。

APB 第 51 号の改訂

本基準書は ARB 第 51 号連結財務諸表の改訂版である。本基準書は、従属事業体の非支配持分（少数株主持分）に関する、また従属事業体の連結中止に関する会計処理及び報告基準を設定して、本基準書はまた、FASB 基準書第 141 号（2007 年改訂）企業結合の要求と整合させる（pars. B60~61）ものである（par. B2）。

IASB は IAS 第 27 号連結及び個別財務諸表を改訂する国際財務報告基準（IFRS）を発行しており、相互に連結財務諸表における非支配持分の会計処理及び報告の著しい収斂をもたらした。当審議会及び IASB の非支配持分の決定は類似するが、IASB の結論の根拠はここに既述した当審議会の結論の根拠とは異なっている。

基準書第 128 号への改訂

当審議会は、本基準書を採用する以前の連結財務諸表に認識した金額を、事業体は変更すべきでない結論した。それゆえ事業体は、本基準書を採用する以前に発生した非支配持分の取得又は処分について、又は従属事業体の連結中止について、連結財務諸表に認識した金額を変更するものではない。以前の取引に関して認識した金額について本基準書の要求の遡及適用を要求することは、財務情報の改善された比較可能性の便益をもたらすものであると、当審議会は結論した。基準書第 141 号又は意見書第 16 号に従って、事業体がパーチェス法によって会計処理した非支配持分の、以前の取得を計算し直すことは実務上不可能であろうと（B75 - B76）、当審議会は考える。

連結貸借対照表における非支配持分の性格

従属事業体の財務諸表は、その親会社が保有する所有持分と他の所有者が保有する持分を区分しない。双方が当該従属事業体の所有者であり、従属事業体の報告利益、利益剰余金、及び純資産額に対する持分を有することになる。非支配持分が従属事業体の所有持分を有するか否かの拘らず、問題は当該持分を連結財務諸表に記載される事項をどのように報告するかにある。

当審議会は、連結貸借対照表に記載される従属事業体の非支配持分を負債として、また持分として負債と持分の中間項目として表示する、3つの代替策を検討した。非支配持分公開草案では、連結貸借対照表における持分に親会社の持分から区分して表示することが提案されていた（B29 - B35）。

しかし当審議会は、その代替策を退けた。FASB 概念書第 6 号財務諸表では、貸借対照表の資産、負債及び持分（又は純資産）の 3 要素を定義しているが、非支配持分を中 2 階に報告することを要求するためには、従属事業体の非支配持分の新要素を創設しなければならなかったからである。当審議会は、連結財務諸表における親以外の所有者が保有する、従属事業体の持分を報告するために、新要素を創設するための強制的な理由は存在しないと結論した。

さらに負債は、特定又は決定可能日に特定事象の発生により、又は要求することにより、可能性の高い将来の資産の引渡し又は使用による決済を引き起こす複数の事業体への現在の義務又は責任を具体化すると述べている。その結論は、次に記載する概念書第 6 号第

245 項と一貫している。

従属事業体の親会社の所有持分の変動

本基準書は純利益及び包括利益を親会社及び非支配持分に帰属させることを要求する。当審議会は、その要求が現存する実務を変更しないと考える。事業体は純利益を親会社と非支配持分に帰属させてきた。事業体はまた、その他の包括利益の構成要素を、FASB 基準書第 130 号包括利益の報告の要求に基づいて、親会社と非支配持分に帰属させてきた (B36)。

非支配持分公開草案で当審議会は、利益配分の取決めなどのような異なる配分を要求する取決めを結んでいない限り、相対的な所有持分を基礎にして純利益及びその他の包括利益を、親会社及び非支配持分に帰属させることを提案した。当該取決めのある場合には当該取決め条項を基礎にして、純利益又は損失及びその他の包括利益の構成要素を、親会社及び非支配持分に帰属させていたであろう (B37)。

本基準書はその支配財務持分を維持する従属事業体の親会社に対する所有持分の変動を、持分取引として会計処理することを要求している。そのことは、当該変動により利得又は損失を純利益に認識すべきではないことを意味する。それはまた、従属事業体の資産（暖簾を含む）又は負債の帳簿価格の変動を認識すべきではないことを意味する。当審議会は、持分取引としての非支配所有者との取引は、論理的に非支配所有者が連結事業体の所有持分を有するという結論に従うものであると考える。それゆえ当該所有者が保有する持分は、連結財務諸表に持分として分類され

るべきである (B44)。

連結従属事業体の純資産額としての少数 [非支配] 持分は、少数株主に現金を支払い又は他の資産を分配する企業の債務を表現しない。本概念書の定義は、過半数持分から区分して少数株主持分を示すことを禁止し、又は連結財務諸表を主として提供する過半数株主の持分を強調することを禁止するものではない。

非支配持分は、親会社以外の所有者が保有する連結グループの従属事業体に対する純資産の残余持分を表現することを当審議会は結論した。それゆえ、当該非支配持分は概念書第 6 号における持分の定義を満たしている。概念書第 6 号第 49 項は、持分（純資産）を「その負債を控除した後に残存する事業体の資産の残余持分」と定義しており、それゆえ当審議会は非支配持分は連結貸借対照表に記載される持分として分類すべきだと結論した。

第2項 FASB フレームワーク

FASB は討議資料 (Discussion Memorandum) として、財務会計フレームワークを 1976 年 12 月に公表しており、「資産負債アプローチ」と「収益費用アプローチ」のいずれを選択するか、あるいは「財務諸表の比較可能性」及び「財務的資本維持の概念」が「株主持分増減計算書」と「稼得利益及び包括利益計算」の二つの利益概念の選択肢を余儀なくされている所に特徴がある⁽⁹⁾。

まず資産、負債アプローチは営利企業の正味資源に対する増分を所有者持分の測定値であるとみなしている。この場合、資産は企業の経済的資源の財務的表現であり、負債は他

の実体に将来資源を引き渡す義務の財務的表現であるので、資本または所有者持分は資産－負債＝純資産として資本の増加と負債の減少を認識した正味資産の結果を定義つけたものである。利益の測定値と資産、負債の増減に関する測定値は同一範疇の構成部分をなす所から収益、費用アプローチは利益測定に関する従層変数となっている（par34）。

この場合、物的資本維持の概念にはイギリスにおける「Sandilands 報告」を中心課題として見解の不一致が認められる。物的資本維持の提唱者は取替原価の変動の「遡及」、「調整」または「バック、ログ償却」に必要な累積的資本維持修正が現在の生産能力の取替原価に等しいものでなければ企業の継続的生産能力が維持されないと主張する問題を採り上げている（par273, 274）。財務的資本維持の概念に対する批判者はまた、保有利得を利益概念に含めることによって配当金あるいは株式をより高い価格で売却することによりキャッシュ・インフローに対する見込み額を評価する投資家が利益をより有用性の低い測定値に代替えされることに対する主張である（par289, 304）。かかる議論を踏まえて、経営者は企業の社会経済的責任（Accountability）を担う所から、会計職能

の不可欠な要素として企業の意思決定に有用な目的適合性、信頼性及び比較可能性の基準を判断の規準として、会計情報の伝達指針に適用すべきことが表明されている（par329, 316 及び付録）のである⁽¹⁰⁾。

2. キャッシュ・フロー計算書と稼得利益及び包括利益計算書との相互補完性

SFAC 第 5 号によれば、稼得利益及び包括的利益結合計算書は、企業の持分が一会計期間中に投資者との取引以外の全ての源泉からどのような方法で、どの程度増減したかについて示すものである（par30）。

まず稼得利益は、企業の主たる業績測定値として一般に認められており、当該期間に完了した営業循環過程に関する資産の流入額がその営業活動に関連する資産の流出額を超過する程度と密接に関係している（par36）。したがって、現行の税引前当期純利益には含まれるが、稼得利益からは除外される項目として、会計原則の変更を伴う累積的影響額をあげることができる（par34）。ここに稼得利益は現行の会計実務における純利益または純損失と全く同一でないことが次のように呈示されている⁽¹¹⁾。

〔例示〕表VI-1

稼得利益計算書

	<u>現行の純利益</u>	<u>稼得利益</u>
収 益	100	100
費 用	80	80
非経常的源泉からの利得	<u>(3)</u>	<u>(3)</u>
継続的営業活動利益	23	23

営業活動停止損失			
営業活動停止セグメントからの利益	10		10
営業活動停止セグメント処分損失	12	2	12
			2
異常項目控除前（利得）利益			
異常項目	および会計原則の 変更に伴う影響額	控除前(純)利益	21
異常損失			
		6	6
	過年度における会計原則の変更に 伴う累積影響額	2	8
稼得利益			15
純利益			13

また包括的利益は、取引その他の事象が企業に及ぼす財務的影響に対する広範囲な測定値であり、出資者による投資及び出資者への分配から生じる持分（純資産）の変動を除き、取引その他の事象及び環境要因によってもたらされる企業の持分として認識されるすべての変動から構成される（par39）。すなわち、

稼得利益及び包括的利益結合計算書にはある種の保有利得及び包括的利益には含めるが、稼得利益からは除外されているのである。

稼得利益と包括的利益の概念を現行の会計実務に即して分類すれば、次の通りである（par42）。

〔例示〕表VI-2		包括的利益計算書	
+	収 益	100	+稼得利益
-	費 用	80	-累積的会計修正
+	利 得	3	
-	損 失	8	+出資者以外の者との取引 から生じる持分変動
=	稼 得 利 益	15	=包括的利益
			14

- a. 現行の会計実務によれば、会計原則の変更に伴う累積的影響額のように、異常項目として前期損益修正による影響額が計上されることになる。
- b. 稼得利益及び包括的利益の関係を明示するために、その内訳要素として、非流動資産として分類される市場性のある持

分有価証券への投資による時価変動、市場性のある有価証券につきある業種に対する特殊な投資の時価変動及び外貨換算調整勘定のように、稼得利益からは除外されるが当該会計期間に認識され測定される純資産の変動額である。

SFAS 第 130 号「その他の包括利益の報告」

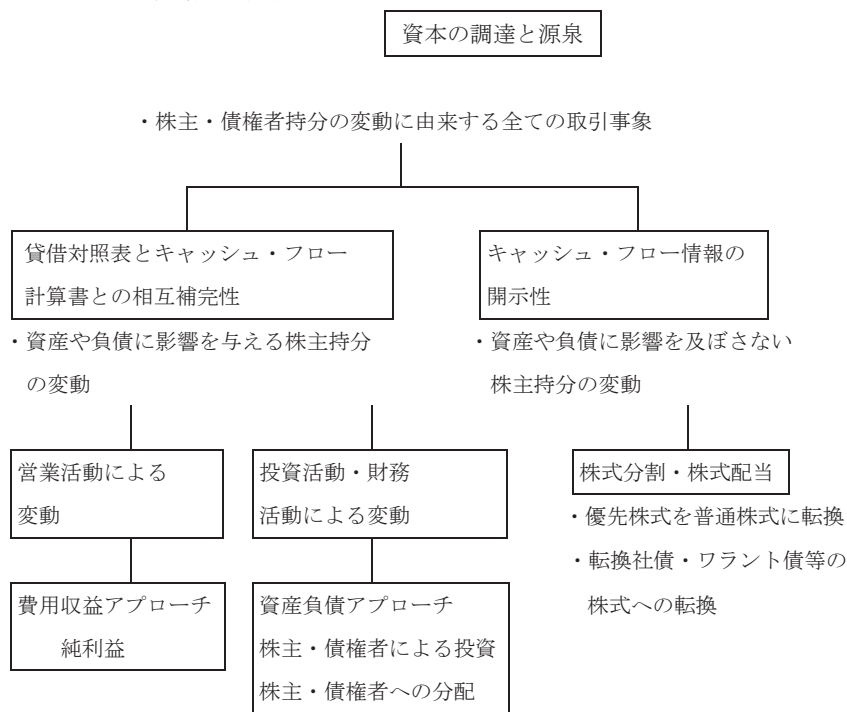
FASB はまた、株主持分変動計算書において、SFAS 第 130 号にいう「その他包括利益を損益計算書では追加する形式で、そして貸借対照表の資本（持分）の部では独立した形式で公表することを要求している (Exhibit 123c) ⁽¹⁰⁾。その結果として、SFAC 第 5 号では損益計算書を稼得利益および包括利益結合計算書として識別していた前期修正項目と会計原則の変更による累積的影響額を当期純利益に含めているのに対して、SFAS 第 130 号では「その他の包括利益を貸借対照表の株主持分項目として有価証券の未実現利得、外貨換算調整額および年金債務調整額を区分、表示すると共に、包括利益はその他の包括利益累積残高に振り替えられて、株主持分（普通株式発行と配当金）と追加株主持分および

留保利益（未実現保有利得）に区分、表示している (par120)。この場合、株主持分変動計算書で表示される金額は税効果会計に特有な税引前当期純利益が「その他の包括利益」項目に含まれている (par23, 24, 25)。

3. 株主持分増減計算書の情報開示性

SFAC 第 5 号では、「株主持分増減計算書は営利企業の持分が株主や債権者持分に対して、当該期間に帰属し所有主と看做される投資家との取引活動からどのような方法でどの程度増減したのかを表示することができる。それは企業の損益取引、すなわち稼得利益及び包括利益結合計算書に記載されるその他の取引と対照勘定をなす資本取引を表示することによって明らかになる。そのために株主持分増減計算書には、稼得利益及び包括利

図VI-2 株主持分増減計算書



出所：SFAC 6. par107.

益計算書と当該期間において認識される持分（純資産）のすべての変動が含まれる」(par55)。

○株主持分増減計算書の作成及び表示

SFAC 第6号の第64節によって株主持分増減計算書における構成要素の相互補完の関係を提示したものである。ここに「営利企業の持分または純資産額は企業実体（Business Entity）に対する負債を控除した後に残る当該資産の残余請求権であることを定義することによって、営利企業の持分は純資産と同一範疇に属し、資産と負債との差額として提示することになる。さらに株主持分は営利企業の持分を変動させる取引及び事象に関して、これが出資者による投資及び出資者への分配と同様に、出資者以外のその他の調達源泉による純資産の増減によって高められたり、抑えられたりするもの」(par49)⁽¹²⁾、として規定されている。

(1) 営利企業の持分

SFAC 第6号によれば、「持分または純資産とは、負債を控除した後に残る実体に対する資産の残余請求権（Residual interest）である」(par49)。

営利企業における持分は出資者の請求権であり、その金額は出資者による投資、包括的利益及び出資者への配分の累計的結果である。すなわち、持分とは「負債が企業の資産に対する請求権としては出資者の請求権よりも優先性を有しているという特徴と相まって、持分を資産及び負債から独立して決定されないもの」(par213)を指している。したがって、持分は常に純資産（資産、負債）に

等しく、それは持分が残余請求権を意味しているからに他ならない。

(2) 営利企業の包括的利益

SFAC 第5号によれば、営利企業の包括的利益は出資者による投資及び出資者への分配から生ずる持分（純資産）の変動を除き取引その他の事象及び環境要因からもたらされる企業の当該期間における持分について認識されたすべての変動から構成される (par39)。

それはまた、SFAC 第6号においても次のように指摘されている。

- (a) その企業と出資者以外の他の実体との間の交換取引やその他の譲渡
- (b) ある企業の生産的努力とその他の実体との交換取引のほとんど
- (c) 価格変動、不回避的事故及びその企業と当該企業との相互作用による影響

SFAC 第6号では、包括的利益は以上の3つの要因から生じることを明らかにしたものである。それは収益と利得との区別、費用と損失との区別、及び営業活動からの継続的な利益並びに異常損益項目及び会計原則の変更による累積的な影響額控除後のように、種々の源泉からの受領が安全性、リスクに対する予測可能性が異なっているために、とりわけ包括的利益の内訳要素に関する情報を必要としている (par76)。

(3) 純資産の変動に関する情報

SFAC 第6号は営利企業における持分の変動が、出資者による投資、包括的利益及び出資者に対する配分が当該期間における持分（純資産）のすべての変動要因によって決定されることが呈示されている (par64)。制

度上、株式会社における持分は資本金、その他の拠出資本及び留保利益又は未処分利益に区分及び表示される。最初の二つのカテゴリーは投資資本又は拠出資本として記載され、3番目のカテゴリーは稼得資本または営業活動により稼得された資本として記載されること勿論である。しかしながら、「株式配当は資本金又はその他の拠出資本への留保利益または未処分利益の振替を伴う自己株式取引による比率的配分及び所有主権益の再取得及び再発行による取引及び事象が二つの源泉を混同し、配分に関する源泉の跡づけを不可能にしている」(par214)ということである。

第4項 現在価値に基づく会計測定の方法

FASBは、1990年に討議資料として「現在価値に基づく会計測定」を公表している。本プロジェクトにおいては、現在(割引)価値を測定するために次の3つの将来キャッシュ・フローアプローチが採られる(SFAC7, par3)、ことを提案するものである。

- a. 財務諸表における認識と測定に関しては、現在価値に基づく会計測定をこれ以上の検討が必要でない旨の決定を下すこと
- b. 会計修正に関する公式見解で必要とされる特定の領域を明らかにすること
- c. 新規のSFACに関するステートメントを形成すること

FASBは、SFAC第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用」(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, SFAS No7, February 2000)を公表している⁽¹³⁾。

ここに将来キャッシュ・フローの現在価値とは、正常な営業過程における棚卸資産、有形固定資産が換金されることが予想される将来キャッシュ・インフローの現在価値から当該キャッシュ・フローを稼得するのに必要なキャッシュ・アウトフローの割引価値を控除したものを指している。長期受け取り債権は現在価値によって報告されるが、また長期支払債務もキャッシュ・アウトフローの割引価値で報告される(par3)。それによって、将来キャッシュ・フローがその金額やここに生起する時期及び不確実性の要素を会計上の測定属性を手段として、(1)当初認識時における測定(2)フレッシュ・スタート測定における現在価値、及び(3)利息法の適用における測定に焦点を当て論及される(pars,17-100)ことになる。

(1) 将来キャッシュ・フローアプローチ

SFAC第7号によれば、将来キャッシュ・フローの現在(割引)価値を測定するために、次の3つの構成要素に関係している(par101)。

- a) 見積を算出する方法として目的適合性、信頼性及びトレード・オフ
- b) 将来キャッシュ・フロー及び利率の見積可能性(信頼性)
- c) 資産、負債及び資本に関する見積キャッシュ・フロー及び利率の確立(検証可能性)

このように認識され測定される属性の特性は目的適合性と信頼性によって左右されるということであり、とりわけ財務諸表の構成要素の適用範囲を規定する目的適合性の基準に準拠して資産及び負債に対する、5つ

の異なる測定・属性が提示されているのである (par67)。いわゆる、貸借対照表によって報告される資産項目は異なる測定・属性によって、1) 歴史的原価、2) 現在取替原価、3) 正味実現可能価額を認識され、評価される。そして将来を予測する便益または見積額に着目するならば、4) 将来キャッシュ・フローの現在（割引）価値によって認識され評価されるということである。

(2) 資産の公正価値の測定

SFAC 第7号によれば、資産の公正価値として将来キャッシュ・フローの現在割引価値を使用する目的を表明している。現在価値が原初認識時またはフレッシュ・スタート測定において用いられる唯一の目的は公正価値を見積もることにある。仮想的な市場価格が存在する場合、公正価値を構成する要素を相対的に把握し測定しようとするものである (par25)。

ここに公正価値とは、市場参加者が独立した当事者間の取引において資産又は負債の購入又は売却を行なう場合の価格であり、その価格決定に当たっては見積及び予測が存在するために、次のような5つの要素を包摂する必要がある (par23)、とされる。

- a. 将来キャッシュ・フローの見積、又複雑なケースでは異なる時点での一連の将来キャッシュ・フローの見積
- b. 将来キャッシュ・フローの金額又は時期の予測される変動に関する予測
- c. リスク・フリー利率を伴う貨幣の時間価値
- d. 当該資産又は負債に固有の不確実性に対処するための測定対価

- e. その他、流動性及び市場不完全性を始めとする識別不可能な要素

(3) 負債の公正価値の測定

SFAC 第7号による負債の公正価値を現在価値によって測定する目的は、①債務を相手方と決済するため、②債務者の信用格付けが高いことを条件として、期待キャッシュ・フローを算定すれば債務不履行の可能性が低いことが織り込まれている。したがって、負債の測定は資産の測定とは異なる技法が必要であるかも知れない (par84)、ことを指摘するものである。いわゆる実体の信用状況の変化については、財務諸表の利用者にとって信頼性というよりも目的適合性を有しないことも指摘されている。実体の信用状況が悪化すれば、負債の現在価値に対するフレッシュ・スタート測定値が低下することにより出資者持分が増加する結果になるからである (参4)。

ここでは公正価値の測定と同じく、負債のフレッシュ・スタート測定は償却ベースによる負債の報告に比べて2種類の請求者（株主及び債権者）の信用状況の地位を相対的に変化させると共に、それに伴い債権者の公正価値は減少するという意外な結果をもたらすかも知れない。また株主は、当該企業に対する負債の支払請求権がないため、その残余財産の請求権に限定され、必然的に株主の地位も変化することになる (par86) はずである。

(4) 現在価値を用いた利息法

SFAC 第7号では利息法の適用も資産または負債の変動が将来キャッシュ・インフ

ローまたは将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の変動と関連付けられているが(par92)、ある特定の配分方法を選択するにはある程度の恣意性が常に介入するとして、次のような条件を提示している(par93)。

- a. 資産または負債を生じさせる取引は、通常は借入または貸し付けであると見なされること
- b. 類似する資産または負債に関する期間配分において利息法が用いられていること
- c. ある一組の将来キャッシュ・フローがその資産または負債と密接に関連していること
- d. 原初認識時における測定が現在価値に基づいていること

第5項 キャッシュ・フロー計算書の作成方法

D.E Kiso/J.J. Weygandt は、SFAS 第95号によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法を拠り所にして、XYZ Manufacturing Corporationの事例研究に着手している。(a) キャッシュ・フロー計算書の基本目的を確立、(b) キャッシュ・フロー計算書の主要な3項目の構成内容を決定、(c) 意思決定情報に必要なキャッシュ・フロー計算書の情報開示性を強調するものである⁽¹⁴⁾。

まず当該企業の情報利用者に対しては企業内部の経営管理者と外部の投資家、債権者及びその他の利害関係について明確に峻別して報告する必要があることを提案している。また、すべて完全なる財務諸表とその他の財務報告との相互補完の関係をできるだけ別表によって財政状態の変動(調整)表として(Work

Sheet Approachを含む)アプローチするよう提示されている。

ここに D.E Kiso/J.J. Weygandt は、キャッシュ・フロー計算書の様式、直接法(Direct Method)というよりも間接法(Indirect Method)によってワークシート方式を呈示することが提案されている。間接法の下では営業活動から稼得された正味のキャッシュ・フロー能力を提示する方法は直接法と同様であるが、貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書との相互補完の関係によって営業活動による変動、投資活動による変動及び財務活動による変動を決定することを要求している。ここでは将来キャッシュ・フローを開示する目的で、当期純利益との正味の現在収支との差異の理由を明らかにすると共に、株主、債権者及び経営者の意思決定に必要な情報を提供するものである。例えば、貨幣を伴わない非貨幣性項目の認識、測定の方法が企業間でどれだけの差異があるか、それぞれの理由を意味づけることを意図して財務諸表(キャッシュ・フロー計算書)の比較可能性を明らかにすることを可能にしている。(1) キャピタル、リースに伴う資産の取得、(2) 持分への転換社債、(3) 非貨幣性資産及び負債と貨幣を伴わない資産及び負債の交換、(4) 株式発行による関連資産取得等、を注記して会計方針を提示し解釈しているのである。

XYZ Manufacturing Corporationでの事例ではキャッシュ・フロー計算書の作成方法として、キャッシュ・インフローによる資金調達源泉とキャッシュ・アウトフローによる資金の運用状態を明確に区分、表示して、情報開示する方法を採用する傍ら、これを個別、グループ別に展開しているところに特徴がある。

表VI-3 キャッシュ・フロー計算書の作成方法

キャッシュ・フロー計算書 (ワークシート方式)				
1996年12月31日 XYZ Manufacturing Corporation				
	Balance	Reconciling items-1996		Balance
	12/31/95	Debits	Credits	12/31/96
借方				
現金	\$66,000		(18) \$7,000	\$59,000
受取勘定 (正味)	51,000	(4) \$53,000		104,000
棚卸資産	341,000	(5) 152,000		493,000
前払費用	17,000		(6) 500	16,500
投資等 (持分法)	15,000	(7) 3,500		18,500
土地	82,000	(8) 60,000	(9) 10,500	131,500
設備	142,000	(10) 53,000	(11) 8,000	187,000
建物	262,000			262,000
無形固定資産	10,000		(14) 2,400	7,600
持分証券		(17) 17,000		17,000
借方総額	\$986,000			\$1,296,100
貸方				
		(11) 2,500		
設備減価償却累計額	\$31,000	(13) 11,000	(12) 11,500	\$29,000
建物減価償却累計額	71,000		(14) 3,100	74,100
支払勘定	131,000		(15) 1,000	132,000
未払負債	39,000		(15) 4,000	43,000
繰延法人税	16,000	(15) 13,000		3,000
支払手形	-0-		(8) 60,000	60,000
社債債務証券	100,000		10,000	
株主払込剰余金	8,000	(15) 1,000		7,000
繰延法人税	6,000		(15) 3,000	9,000
普通株式	50,000		(2) 1,000	60,000
			(16) 9,000	
資本追加額	38,000		(2) 14,000	
			(16) 135,000	187,000
包括利益	496,000	(2) 15,000	(1) 117,000	592,000
(3) 6,000				
	<u>\$986,000</u>			<u>\$1,296,100</u>

キャッシュ・フロー計算書

営業活動

当期純利益	(1)	117,000	
受取勘定の増加			(4) 53,000
棚卸資産の増加			(5) 152,000
前払費用の減少	(6)	500	
受取債権			(7) 3,500
土地の売却収入			(9) 8,000
設備の売却損失	(11)	1,500	
設備減価償却費	(12)	11,500	
建物減価償却費	(14)	3,100	
無形固定資産の償却	(14)	2,400	
支払勘定の増加	(15)	1,000	
未払負債の増加	(15)	4,000	
繰延法人税の増加	(15)	3,000	
所得税の減少	(15)	13,000	
株式払込剰余金の償却	(15)	1,000	

投資活動

土地の売却処理	(9)	18,500	
設備の購入			(10) 53,000
設備の売却	(11)	4,000	
設備の修繕費			(13) 11,000

財務活動

配当金の支払			(3) 6,000
普通株式の発行	(16)	144,000	
公債の購入			(17) <u>17,000</u>
総額		687,500	704,500
現金の減少		<u>7,000</u>	
総額		<u>\$704,500</u>	<u>\$704,500</u>

(3) 注記事項

包括利益の変動

①営業活動による純利益	117,000	／ 包括利益	117,000
②包括利益	15,000	普通株	1,000
		資本剰余金	14,000
③包括利益	6,000	／ 財務活動による配当金	6,000

受取勘定

④受取勘定	53,000	／ 営業活動による受取勘定の増加	53,000
-------	--------	------------------	--------

棚卸資産

⑤棚卸資産	152,000	／ 営業活動による棚卸資産の増加	152,000
-------	---------	------------------	---------

前払費用

⑥営業活動による前払費用の減少	500	／ 前払費用	500
-----------------	-----	--------	-----

投資有価証券

⑦ポーター社への株式投資 3,500 / 営業活動による株式投資利得 3,500

土地

⑧土地 60,000 / 支払手形 60,000

⑨投資活動による土地の売却 18,500 土地 10,500
 営業活動による土地 8,000

固定資産と減価償却

⑩設備 53,000 / 投資活動による設備の購入 53,000

⑪投資活動による設備の売却 4,000 営業活動による設備の売却損 1,500
 減価償却累計額 2,500
 設備 8,000

⑫営業活動による設備減価償却 11,500 / 設備減価償却累計額 11,500

⑬新規設備減価償却 11,000 / 投資活動による新規設備 11,000

⑭建物減価償却 3,100 減価償却累計額 3,100
 無形固定資産の償却 2,400 無形固定資産 2,400

⑮支払所得税 13,000 営業活動による繰延法人税 13,000

支払勘定の増加 1,000 所得税 1,000

未払負債の増加 1,000 支払勘定 1,000

未払税の増加 4,000 未払負債 4,000

未払法人税の増加 3,000 未払法人税 3,000

普通株

⑯財務活動による普通株の売却 144,000 普通株 9,000
 資本剰余金 135,000

⑰優先株 17,000 / 財務活動による優先株の購入 17,000

資金調整残高

⑱現金の減少 7,000 / 現金 7,000

出所：「Intermediate Accounting」 Chapter 24. ILLUSTRATION 24 - 39

(注)

(1) APB Opinion 19 「Reporting Changes in Financial Position」 AICPA March 1971.
 豊岡隆著「キャッシュ・フロー計算書」第5章 財務状態変動表 同文館出版、平成17年2月

(2) Heath. L. C. 「Accounting Reserch Monograph No3」 Financial Reporting and the Evaluation, AICPA 1978. 鎌田信夫、藤田幸男訳「財務報告と支払能力の評価」国元書房 1982年

(3) SFAS No95 「Cash Flow Accounting」

- FASB, November 1987
主査 井尻雄士教授 (AAA 会長)
- (4) SFAC NO1, December 1984 FASB,
 - (5) SFAC NO5, December 1984 FASB,
 - (6) OP Cit, FASB No95
 - (7) OP Cit, FASC No5
 - (8) Financial Accounting Standard, No160.
FASB. December 2007.
 - (9) FASB 「Discussion Memorandum An
analysis of issues valued to Conceptual
Framework for Financial Accounting
and Reporting」 December, FASB
1976 FASB 「財務会計の概念フレーム
ワーク」津守常弘監訳、中央経済社、平
成9年
 - (10) FAS NO130 「Reporting
Comprehensive Income」 FASB 1997
FAS NO130 「Comprehensive
Income」 Current Text 1999/2000, Jurn
Wiley&sohn Inc 1999
 - (11) OP Cit, SFAC No5
 - (12) OP Cit, SFAS No6
 - (13) SFAC NO6, December 1984 FASB
SFAC NO7 FASB February 2000
 - (14) Kiso/Weygand 「Intermediate
Accounting」 9th ed, John Wiley son
loc 199
- 計算書の再構築－ SFAC 第5号を中心
として」第3節参照
3. 同掲書、第11章「キャッシュ・フロー
計算書の再構築－ SFAC 第6号を中心
として」第4節参照
 4. 同掲書、第11章「キャッシュ・フロー
計算書の再構築－ SFAC 第7号を中心
として」
 5. 同掲書、第11章「キャッシュ・フロー
計算書の再構築－ D. E. KISO & J. J.
Weygandt の所説を中心として」

(参考文献)

1. 豊岡隆著「キャッシュ・フロー計算書の
再構築」同文館出版、平成17年2月
第6章「キャッシュ・フロー計算書－
SFAS 第95号を中心として」第5節 同
文館出版平成17年2月
2. 同掲書、第11章「キャッシュ・フロー